

城西大学
—図書館主催講演会—

知っておこう

著作権

(事例から学ぶ著作権の基本)

大亀哲郎

2017. 12. 8

1. はじめに
2. では、著作物とは何か？
3. 著作権とは誰のものか？
4. 転載か？ 引用か？
その違いは大きい！
5. 肖像権を知る
6. SNS利用の留意点

1. はじめに

● 社会人として日常生活に必要な
「権利知識」「社会的責任」

● 文章、図表、イラスト、写真を使う

⇒ 他人の... (参考、使用の違い)

自分の汗をかいているか？

★ トラブルを招かないために

「著作権」を知る

著作権侵害が成立する要件は？

- 著作権侵害事件においては「**著作物性**」が問題になる⇒原告の表現物自体が著作物なのか？
 - ⇒同一性・類似性の判断が必要なその共通部分は著作物か？
 - 共通する部分が、(アイデアではなく)表現か。**創作性があるか。**

訴えた人(原告)の「著作物」(と主張するもの)と訴えられた人(被告)の表現行為を比べ、検討する

- ①**依拠性(実際に見て、参考にしたか?)**
- ②**同一性又は類似性**

類似に注意！ 不正競争防止法



『やせるおかず作りおき！』小学館A5判・左
『やせるおかずの作りおき かんたん177
レシピ』新星出版社 一回り大きい判型・右

2017.6.9付で小学館は新星出版社に**販売停止を申入れ**。6.14合意成立。新星は出荷停止、**両社サイトでその合意を発表**

●「著作物とは言い難い」

書籍題号、料理写真、
表紙デザイン...

「著作権侵害とは言えない」

●商標権侵害と言えるか？

単行本題号は出願登録の
対象外。シリーズ名なら登録
呼び方・題号には違いがある...

★他の商品、営業の表示、
形態と類似して、**誤認混同を招くと、不正競争行為**としての問題

商標の基本知識

- 自社の**商品**や**サービス**を他社のものと区別させ、有効に機能させるために、特許庁に出願・登録して使用する「マーク」(文字、図形、記号、立体造形物などの標章) = 自他商品識別機能
- 各企業は、自社の**信用を保護**するために重要視している = 品質保証機能
 - 出所表示機能 = 商品の提供者の認知
 - 宣伝広告機能 = 商標の認識力で商品販売に有効
- 出版社は定期刊行物(**雑誌**)の**題号**、書籍の**シリーズ名**などを、出願登録している

実業之日本社／作者からのお詫び

ニュース

● 2016.11.29

リュエルコミックス『地獄のデザイナーさん』に関するお詫びとお知らせ

★ 共有する

ツイート いいね! 0

漫画家・きりつき氏の模写問題について

漫画家のきりつき氏が、弊社刊行の『地獄のデザイナーさん 2』において、他の著作物を参考にして作画をしているのではないかと読者の方から指摘を受けました。弊社ではこれを受けて、いったん紙版の出荷停止や一部電子版の販売休止などの措置をとりつつ、慎重に調査を進めた結果、作者の作画の方法や著作権に対する認識に問題があり、複数の著作権者の権利を侵害していたことが確認されました。

弊社としては今回の事態を重く受け止めており、作者ならびに各方面と協議の結果、紙版・電子版ともに、きりつき氏が執筆したすべての作品について絶版・販売中止とする措置をとることといたしました。

著作権者の方々、そして読者やご関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後は二度とこのようなことが起こらぬよう、社員教育の徹底につとめます。

2016年11月29日

実業之日本社

模写問題について(出版社)／作者

- 他の著作物を参考にして作画しているのではないかとの指摘
- 作者の作画の方法や著作権に対する認識に問題があり、複数の著作権者様の権利を侵害していたことを確認
- すべての作品(紙版・電子版)を絶版・販売中止
- 私の著作権に対する認識の甘さから、多方面にご迷惑をかけた
- 自分で構図を考え、取材して作画を進めるべきところ、安易に他の作品を参考にしてしまった
- 反省し、作画や著作権について一から勉強してやり直したい

2. では、著作物とは何か？

- 著作物とは、思想または感情を**創作的に表現**したものであって、**文芸、学術、美術または音楽の範囲**に属するものをいう。(著作権法・第2条より)

※創作性が高度ではなくても可 (→幼児の作品でも著作物)

※作者の個性が発揮されているか？(→誰も真似できない)

オンリーワン

※表現されたものに、思想、感情が込められていることが条件。
「思想または感情」とは、人間の精神活動全般を指す。

著作権が認められないもの

『ドラえもん』⇒「未来からネコ型ロボットが来てポケットから便利な道具を出してくれる」設定は？

●単なるアイデア、思いつき

表現されていない着想は、守る対象ではない

⇒アイデアは、共通しても著作権侵害ではない！

『吾輩は猫である』⇒擬人化表現、○○の5か条、○○ベスト3

編集方針(『少年ジャンプ』友情・努力・勝利) ☆☆☆の数での優劣評価(ミシュラン方式)

●新聞記事、図表の事実、データ・数値には 著作権を認めない！

人間の思想または感情が込められているか？

論文を書く出発点と侵害問題

- その着眼点はアイデア、仮説
- どのように、文章で表現するか？
- どのように、論旨を組み立て、数値などの実証データ、図表を駆使して展開するか？（⇒著作物と言えるか？）
- 表現されたモノ（論旨が組み立てられた成果）を他者と対比して、類似する等、問題があれば著作権侵害

自分自身の論文の著作権留意点

- 一度ジャーナル(学術雑誌に論文掲載)に投稿され、査読後、受理されると、**著作権はジャーナル側に移行が原則。**

⇒ **自分が論文を再利用したい場合は？**

⇒ 論文投稿前に、「**著作権譲渡契約**」の表記に着目する

⇒ 学会発表(非商業活動)は可能か？

⇒ 論文の一部の再利用(**翻訳、他誌への再掲載、研究機関のレポジトリへの採録、学会発表、個人ブログ掲載等**)は可能か？

⇒ **学位論文**に、そのまま手を加えず提出可能か？

※指導教授への配慮、学内取り扱いルールの確認

3. 著作権とは誰のものか？

- 著作権とは、**利用を禁止できる**権利
- 著作者に、**経済的利益を得る**機会を保障するために認められた権利。(⇒**財産権**)
- **著作者**は、著作物を創作した者 ⇒著作者であり、著作権者
- 著作権は、著作物の創作とともに自動的に発生し、著作者に帰属する。(=**著作権者**)
- 著作権は譲渡できる ⇒著作権が移るので、著作者と著作権者は別の人
- **出願登録無用** (特許庁←特許、実用新案、意匠、商標)

著作権／著作者の権利

著作権(財産権)

複製権
上演権・演奏権
上映権
公衆送信権・送信可能化権
口述権
展示権
頒布権
譲渡権
貸与権
翻訳権・翻案権等
二次的著作物の利用に関する権利

著作者人格権

公表権
氏名表示権
同一性保持権

*
名誉・声望保持

著作者人格権とは？

- **公表権**＝無断で「公表」されない
- **氏名表示権**＝無断で「名前の表示」を変えられない
- **同一性保持権**＝無断で「改変」されない

× 部分使用、トリミング、色変え、変形

● 著作者の没後も、著作者が活着ているとしたならば
その意を害するような、著作者人格権の侵害に
当たる行為は禁止 (著作権法第60条)

● 著作者人格権は、譲渡できない

著作権侵害になる行為とは？

- 他者の著作物を
 1. **そのまま使う**（＝盗用、コピー、複製権侵害）
 2. 少し手を加えたが、**何を手本にしたか**判る
（＝改変、変形、**翻案権・同一性保持権侵害**）
 3. 出典、著作者**名の非表示**（**氏名表示権侵害**）
 4. 違反作成物を売って、**不当な利益**を得る
（＝**著作権者の利益を不当に害する**）

- 軽はずみに
コピー・アンド・ペーストを
多用してはいけない！

- 著作権侵害
- マナー違反

4. 転載か？ 引用か？

その違いは大きい！

- ルールを守れば、著作権者に無許可で、無償で、著作物を利用できる

＜利用のルールを守ることが条件＞

■ 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。（著作権法・第32条）

<引用ルール 6原則>

1. **公表された著作物** 手紙、日記など未公表のものはダメ
2. **使用目的に必然性があるか？** 本文で表す自説の証明や補足などのためであり、そのつながりが必要不可欠、必要最小限であることが条件（←報道、批評、研究その他正当な範囲内）
3. **主と従の関係** あくまでも自分の文章等作成物が主であり、借りるほうが従であること
4. **明瞭に区分されているか？** 利用したい文章は、段を下げる、書体や大きさを変える、「」でくる...など、はっきりと区別をつける
5. **改変してはいけない** 原文に手を加えてはいけない。
勝手に 修正してはいけない
6. **出所明示** 引用した文章、絵画、写真など、そのすぐ傍に入れるのが最善。書誌名、著作者名、出版社名を書き添える

引用の実例 『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

三 高級で、上品な、朝の雑誌

1章 六〇年代は「ミセス」色

『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

五五万。「ミセス」をまわって鎌倉書房から出た「ドレスメーカー」系の「マダム」も二〇万と善戦している。

ちなみに、文化出版局のもう一つの看板雑誌「装苑」もA判になった。文化出版局の主力印刷会社の凸版印刷は、大型高速活版輪転機を板橋工場に増設してこれらの需要に対応したと「凸版印刷百年史」に記してある。

三 高級で、上品な、朝の雑誌

出所明示

満を持して朝刊券が出た。一九六一年十月号（九月三十日発行、実際には八月二十日発売）、題子「ミセス」の左上に「装苑編集」という冠がある。「装苑」の知名度と信頼度が頼りというわけで、六四年一月号までこの状態が続く。六三年一月号からは、副題として「奥さまの雑誌」がつく。定価二〇〇円で、一二万部刷った。

表紙は、テレビで人気上昇中の佳優池内淳子の横顔でしとやかな奥さま風。他の女性誌の多くは画家が女を描いているから、これも真新しい。日次の前に半ペラの紙が折り込みになっていた。

●ターゲットは三十代女性

て、縦書きで「服飾雑誌『装苑』のお姉さん雑誌」。真ん中に大きく「新雑誌 ミセス」と刷り込み、その上にこんな文章がある。

未熟の美しさより洗練された美しさ！

一年草の可憐さより常盤木の根深きまなこもしさ！

豊かな人生の風雪を経て

身も心も より光りかがやこうとする――

そんな年代の女性のために

国々の戦いの日に

ひそやかに乙女の夢をはぐくんできた――

そんな年代の女性のために

「ミセス」は、あなたのために生まれた雑誌です

『装苑』より上の年代の、戦時中、「乙女」であった人となると、三十代以上ということになる。平均寿命が今よりずっと短かったあの頃、三十代はもう中年だった。女は（男も）結婚するのがあたりまえだったから、三十を

文章 明瞭五分



表紙・写真・明瞭五分

京都大学 入学式総長式辞

さて、では常識にとらわれない自由な発想とはどういうことを言うのでしょうか。私が高校生だった1960年代に流行った歌があります。昨年ノーベル文学賞を受賞したボブディランの、

“How many roads must a man walk down

Before you call him a man?

人間として認められるのに、人はいったいどれだけ歩めばいいの？”

という問いで始まる歌です。そして、

“How many ears must one man have

Before he can hear people cry?

人々の悲しみを聞くために、人はいったいどれだけの耳をもたねばならないの？

How many deaths will it take till he knows

That too many people have died?

あまりにも多くの人が死んだと気づくまで、どれだけの死が必要なの？”

と続きます。それは、

“The answer, my friend, is blowin’ in the wind

The answer is blowin’ in the wind

友よ、答えは風に吹かれている”

という言葉で終わるのです。

2017 4月入学式

これはボブディランが21歳のときに作った歌で、「答えは風に吹かれている」というのは、「**答えは本にも載っていないし、テレビの知識人の討論でも得られない。**風の中にあって、それが地上に落ちてきても、誰もつかもうとしないから、また飛んでいってしまう」という気持ちを表したもののなのです。彼はこうも歌います。

“How many times can a man turn his head
And pretend that he just doesn't see?”

そう、この歌は、誤りを知っていながら、その誤りから目をそらす人を強く非難しているのです。これは、1960年代に起こったアメリカの公民権運動の賛歌で、日本でも多くの若者が口ずさんだものです。

大学には、答えのまだない問いが満ちています。しかし、その問いに気づくためには、利己的な考えを脱ぎ捨てて、この世界を新しい目でながめる必要があります。**常識にとらわれない発想とは、これまで当たり前と思われてきた考えに疑いを抱いたとき、それに目をそらさず、真実を追究しようとする態度から生まれます。どんな反発があろうと、とっぴな考えと嘲笑されようと、風に舞う答えを、勇気を出してつかみとらねばならない**のです。これまで京都大学は、この精神のもとに多くの新しい発見や独創的な考えを世に出してきました。

著作権法第35条

(学校その他の教育機関における複製)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(以下略)

式辞は？ 大学HPに掲載は？

歌詞の利用

<入学式当日の式辞>⇒授業？ 引用

- 複製権？ 、上演権・演奏権

<大学HPに掲載>⇒引用

- 複製権、公衆送信権

●営利を目的としない上演 (著作権法・第38条)

著作権法第38条 (営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、**営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金**(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。) **を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。**ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。(以下略)

論文での引用

- 必然性とは？
- 仮説(=究めたい問題意識)を立てて論証する
- 他者、先行研究者の業績を利用する

論文の出所明示

1. 著作者の**姓名**
2. 著作の**表題**(及び副題)
3. **著書**・雑誌・論文集・ウェブサイト等の**表題**
4. **版**・**巻数**・**号数**
5. 刊行(発表)**年月**
6. 引用箇所が載っている**ページ数**

※書籍の場合は発行地、発行者(社)名

表示する場所

①**該当箇所**(直後、文節の後) →②**章末** →③**巻末**

海外著作物の引用

- 国内と同様に、公表されたものは適法引用できる
- 原文の引用、翻訳して引用どちらも可
- 出所明示はルールに従い、原語で！
- 翻訳書・雑誌からの引用も可だが、出所明示は、原書原著作者名と翻訳者名を併記

資料の著作物判断とリスペクト

●著作物性の存在の有無が判断困難と思うとき、著作権を心配するのと同時に、「他者の労作」として意識することが大切。それが「リスペクト」(⇒労作への敬意)

★著作物とは思えない事象を扱った表現は

そのまま(=改変せずに)使っても

⇒心配ならば、自分なりの工夫・改変を加えて、自分の労作にする

構わない

(=著作権侵害で訴えることができるような権利存在が見当たらない)

だが、..... ⇒(次画面へ)

(コピーして)自分が作成した 執筆・表現者のように装うのは いかななものか？

- そこで、「引用」のルールを踏襲して出典先を明示することで、**他者の労を認め、世にも紹介するという配慮**(感謝の気持ち)をほどこす！
- ならば、大問題にはならないだろう！

5. 肖像権を知る

①顔や姿をみだりに撮影されない権利

②撮影、作成された肖像写真などを、勝手に
利用・公表されない権利(プライバシー権)

→憲法13条「個人の尊重と公共の福祉」

生命、自由、幸福の追及は公共の福祉に反しない限り最大の尊重

③肖像を、営利目的で無断で利用する場合

→芸能人、スポーツ選手など、肖像が商品価値
(顧客吸引力)のあることに着目した権利
=「パブリシティ権」と呼ばれる。

●日本では、物にはパブリシティ権は認めない

バス事故大学生の「顔写真」疑義



NHK・ニュース7より

- 報道使用の顔写真の多くが、犠牲者本人がSNSで公開していたもの
- 亡くなっているため、本人からは無許諾。無断使用ではないか？
- 報道目的の公共・公益性から、許諾無しの肖像利用は法的には問題ないであろう？
- 顔写真は著作物としても、報道など正当な範囲内なら、引用は認められる

6. SNS利用の留意点

- 個人レベルの発信から、発展する問題
- アップロードは、すべてを公開することになる
- 著作権だけではない、肖像権、犯罪的な行為への配慮も必要

⇒松本伊代のブログ投稿「京都、竹林の道の途中踏切で優ちゃんとパシヤリ」(2017.1.14／京都嵯峨野観光鉄道構内)

・「線路侵入は禁止と知らないのか」「危険すぎる」批判の声が集中、松本は翌日記事削除。「私の不謹慎な行動にてご迷惑とお騒がせをいたしまして大変申し訳ございません」と謝罪

・鉄道営業法、往来妨害罪、不法侵入 京都府警事情聴取5時間

<教訓> 撮ってから発表していいか、
ダメか 考える！

<被写体に対する注意>

- 肖像権に対する意識
- 法律や条例に対する 危機意識があるか？

DNAまとめサイト問題

- 内容に問題があると指摘された記事19本のうち、10本が**医療法、薬機法**または**健康増進法**に違反している可能性がある。

「肩こりの原因は霊」

「日焼けには濡れタオルが有効」

薬機法関連・留意点

●健康増進に関する文章表記のチェックポイント

- 効能があるならば、医薬品か？
- 医学的効能があるとの表現は、合理的な根拠なしには書けない。

(医薬品医療機器法→略称・薬機法)

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具

- 扱う食品は、どんな分類に入るのか？

(食品衛生法、健康増進法他)

特定保健用食品、栄養機能食品、JHFAマーク食品

最近の話題から

- 東急電鉄 一般人のブログから列車写真を転用無断で広報資料に使ったと謝罪。(撮影者からメールで指摘) **商業使用**と個人使用 (2017.10.13)
- 図書館の本、館内で「コピーは良い」のに、「写真撮影はダメ」
私的使用のための複製 (著・30条＝利用者自身)
図書館等における複製 (著・31条＝図書館自ら)
- 図書館の管理者としての権限。シャッター音(騒音問題)、
公衆送信(ネット上へのアップロード)は30条適用ナシ
- 飲食店での撮影写真のアップ **料理の写真、他の客**

サイト運営者の規約を確認する

著・63条1, 2項（著作物の利用の許諾）

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

⇒法的には、他人の著作物を利用する際には、その該当する**著作権者の許諾**を得なければならない！

⇒他人の著作物を利用しようとするならば、当該著作物についてその**著作権の帰属先等に関する調査・確認**をする義務がある！

⇒フリーサイトと見えるところからの入手の場合、**識別情報や権利関係の表示が判別できない場合は、利用を差し控えることが、トラブル回避の道**

利用判断のポイント

- **商用利用は可能か？** 大学名が表示される利用の場合の社会責任＝「教育目的。経済的利益を目的としていないから許される」などという思い込みは、間違い。

※警告を発した時の影響力が大きい
(訴える側にとっては効果的)

- **表示、再生回数、印刷枚数の制限はあるか？**

ご清聴ありがとうございました

- 配布資料の画像を、コピー・スキャンをして、ネットへのアップロード、配信をあなた自身が行うことは、お止めください。